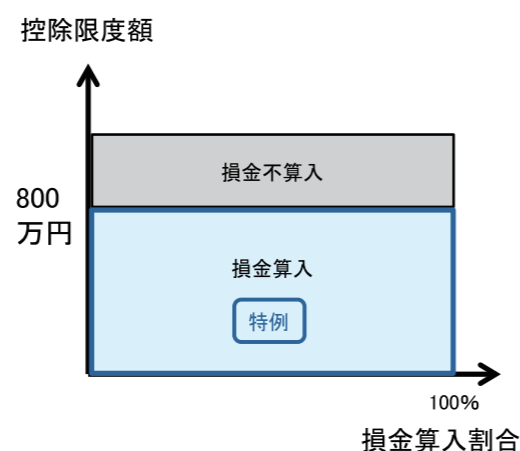


交際費課税制

交際費とは、法人が得意先、仕入先などへ接待、供応、慰安、贈答などに支出するもので、法人税を計算するうえでは原則として、損金に算入することができません。

①中小企業の損金算入特例

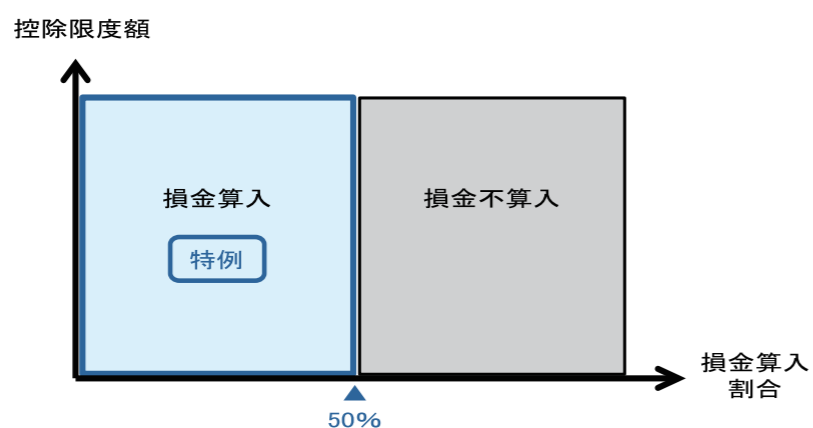
ただし、中小企業については、令和6年3月31日までに開始する事業年度に限り、年額で800万円までの交際費は損金に算入することが認められています。この特例の適用期限について、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで、3年間延長されることになりました。



②接待飲食費の50%損金算入特例

中小企業の場合には、①の特例に代えて、接待飲食費の50%を損金に算入できる特例があります。飲食を伴う交際費が多額である場合には、この50%特例を選択する方が有利となります。こちらの適用期限についても、①と同様に令和9年3月31日までに開始する事業年度まで、3年間延長されることになりました。

なお、この接待飲食費の50%損金算入特例については、資本金等の金額が1億円超100億円以下の大企業にも適用することができます。100億円超の大企業は、①と②の両方が適用対象外となります。



③一人5千円以下の接待飲食費の損金算入特例

損金に算入されない「交際費」の範囲から除外できる1人あたり5,000円以下の飲食費について、その対象が一人あたり10,000円以下まで引き上げられます。この規定は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用されます。

外形標準課税

会計上の減資や組織再編によって、外形標準課税制度の適用が免れる事例がありました。今回の税制改正でその節税スキームにフタがされます。

①減資対応

損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ振り替えることで課税の対象外になる減資について、令和7年4月1日以後に開始する事業年度より、次の条件に該当すれば、引き続き外形標準課税が適用されます。

「前年度に外形標準課税の対象であった法人」で、
「当年度に資本金1億円以下」かつ「資本金と資本剰余金の合計額が10億円超」

②組織再編対応

組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することで、課税の対象外となるケースについて、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、次の条件に該当すれば、引き続き外形標準課税が適用されます。

「大規模な法人の100%子法人等」で、
「当年度に資本金1億円以下」かつ「資本金と資本剰余金の合計額が2億円超」

	対象法人
現行	資本金1億円超
改正① 減資対応	【適用時期】 令和7年4月1日以後に開始する事業年度 【追加基準】 「前事業年度が外形標準課税対象法人」 で当事業年度末において 「資本金1億円以下かつ資本金と資本剰余金の合計額が10億円超」
改正② 組織再編対応	【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する事業年度 【追加基準】 「資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の法人等の100%子会社等」 で当事業年度末において 「資本金1億円以下かつ資本金と資本剰余金の合計額が2億円超」